



第1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

○ 基本理念

- ・いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、生徒の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、人として決して許されない行為である
- ・いじめの問題は特定の生徒の問題ではなく、統計上、被害・加害両者の立場を、9割以上の生徒が経験している大きな問題であり、本校では、いじめ問題は学校における最重要課題の一つと捉え、生徒をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作るために、生徒自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取組を行い、自ら学び自他を尊重する心と新しい時代を切り拓きしなやかに生きる力を育てていく

○ 学校職員の責務

- ・学校に携わる全教職員が、いじめ問題の重要性を認識し、いじめを許さない学校・学級経営に努める
- ・生徒たちのサインを見逃さず、いじめの兆候をいち早く把握するため、生徒とのコミュニケーションの場を大切に、いじめを未然に防ぐ体制を推進する

第2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

○ 定義

- ・「いじめ」とは本校生徒に対して、当該生徒等で一定の人的関係にある者が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為で、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう

○ 基本施策

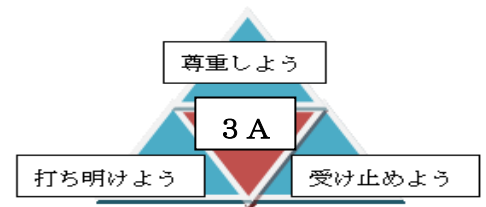
① いじめ等の防止に関する目標

- ア 規律ある学校・いじめを許さない学校づくり ～ 道徳的心情の重視 ～
- イ 学力の向上 ～ 家庭学習の充実 ～
- ウ 自己有用感を味わわせる場づくり ～ 生徒同士が絆を深めるための場の設定 ～

② 学校におけるいじめの防止

- ア いじめについての共通理解（生徒総会、集会）
- イ いじめに向かわない態度・能力の育成
- ウ 自己有用感や自己肯定感を育む
- エ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む
（生徒会主催の「いじめをなくす3A」の取り組み）

堀江中からいじめをなくす3A（スリーアクション）



③ いじめの早期発見のための措置

- ア 教育相談の充実（チャンス相談年3回／実施時期 5・9・1月）
- イ 相談窓口の周知・掲示（保健室、相談室、電話相談窓口（※「浦安市いじめ110番」を含む）
- ウ アンケートによる調査（年8回／実施時期 4・5・6・9・10・11・1・2月）
- エ 生活記録ノートを活用

④ いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質の向上

- ア 校内研修の充実
- イ 体罰の根絶
- ウ スクールカウンセラー、スクールライフカウンセラーの活用

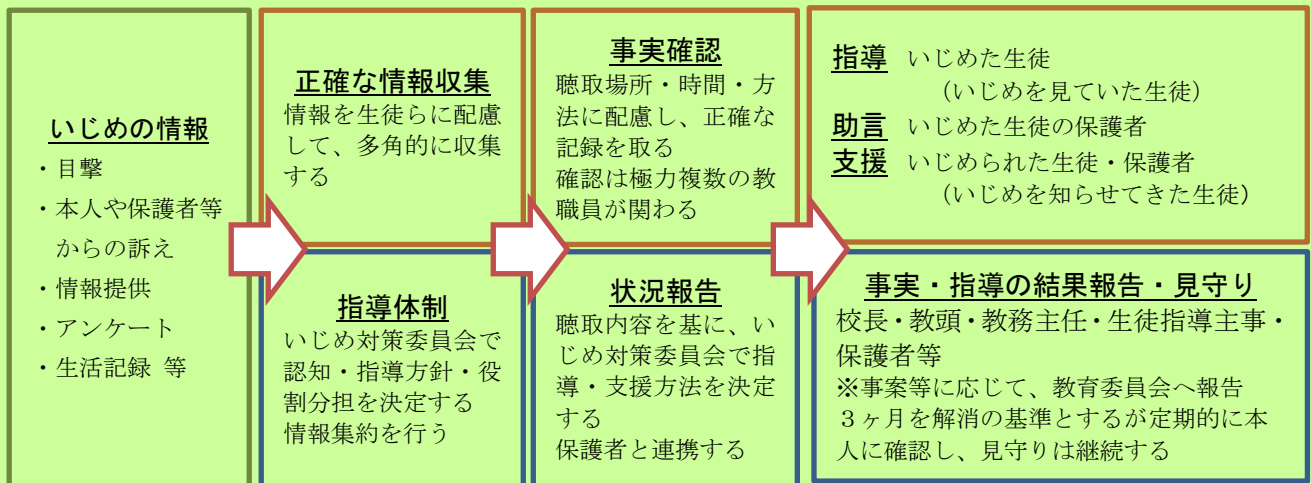
⑤ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ア 県ネットパトロール等関係機関と連携
- イ 情報モラル向上への指導の充実と生徒及び保護者に対する啓発活動
 - ・全校集会、保護者会等でネットモラルに関する啓発活動の実施
 - ・ネットいじめに関する講演会の実施<学区青少年健全育成委員会・PTA安全対策部・浦安警察との連携>
- ウ 情報提供者の保護

○ 組織

- いじめの防止等を実行的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する
 - ・日常の対応については事務局（校内生活部会、教頭）が中心に行う

○ いじめ対応の流れ



いじめ対策委員会 事案の認知を行い、対策チームを編成する(当該いじめ事案に関係する職員が加わる)

第3 重大事態への対処

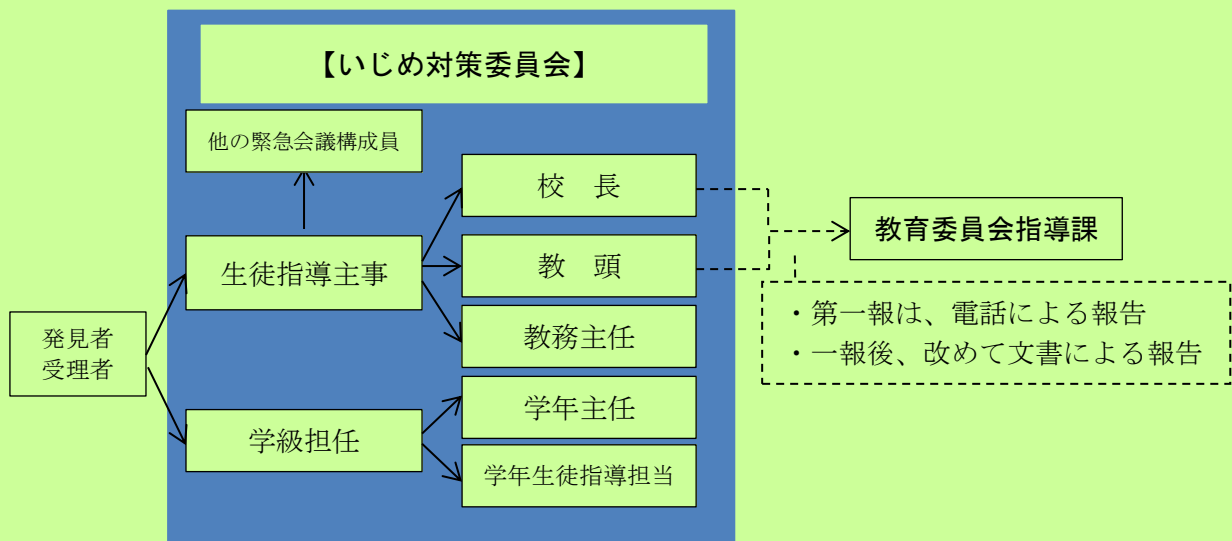
○ 重大事態の意味

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあったとき
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあったとき
- ③ いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

○ 対処手順

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課に速やかに報告する
- ② 教育委員会と協議の上、重大事態の調査組織を設置する
- ③ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する
- ④ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、適切な支援を図る
- ⑤ 調査結果を教育委員会指導課に報告する

○ 重大事態発生時の連絡体制図



第4 学校評価における留意事項

- いじめの実態把握や対応が促さるよう、学校評価に次の項目を加え、適正に自校の取組を評価する
- ① いじめの未然防止や早期発見に係る取組に関すること
 - ② いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等に関すること